

第Ⅵ章 2. NRK登録済内容の取消・取消再登録

(1)概要

一度登録した内容を訂正または取消する場合、登録変更手続きでは変更できない場合があります。その場合、異例処理としてNRKWEB事務の「加入者業務(取消訂正)」画面から処理を行います。「加入者業務(取消訂正)」画面から手続き出来る内容は以下の表の通りです。

	項 目	説 明
取 消	加入者登録取消	加入の取消を行います。
	加入者資格喪失取消	資格喪失の取消を行います。
	加入者給与ポイント 更改取消	給与ポイント更改手続きの取消を行ないます。
	加入者掛金基礎情報 更改取消	加入者掛金基礎情報更改手続きの取消を行ないます。
	加入者拠出中断・再開 取消	拠出中断もしくは拠出再開手続きの取消を行ないます。
	再雇用加入者資格得喪 取消	再雇用加入者資格得喪(資格喪失年齢が引き上げられているプランにおいて、厚生年金の得喪を伴う再雇用の登録手続き)の取消を行います。
訂 正	加入者資格取得日訂正	加入者資格取得日の訂正を行います。
	加入者属性訂正	性別・生年月日・入社年月日の訂正を行います。
	加入者資格喪失訂正	加入者資格喪失日・事業主返還テーブル・制度移換金入金予定の訂正を行います。 ※加入者資格喪失事由の訂正は行えません。

(2)取消

加入者に関する登録済の異動(加入を含む)を取消する場合に行います。

取消処理を行うことにより、登録済の異動は最初からなかったものとして処理がされます。

従って、本処理を行うことにより、掛金返戻が発生する等の多大な影響を及ぼすことがあります。なお、一度取消処理を行うと、登録を復元することはできず、後から修正を行うこともできません。

そのため、この取消処理については、原則として行わないようにしてください。

また、もし取消が必要なケースが発生した場合は、必ず確定拠出年金管理部事務担当者まで連絡してください。

※「第Ⅵ章 2-1. 加入取消」以降、各項目ごとの取扱いや注意点についての詳細を記載していますので、処理を行う場合は、必ず確認してください。

なお、帳票「加入者登録・変更 取消・取消再登録依頼書(ID 20091)」による手続きも可能です。

(3)訂正

登録済かつ変更不可項目の内容を訂正する場合に行います。

